

ネット上の誹謗中傷（２０２３年６月１９日産経新聞掲載）

法改正で開示請求スピーディーに

【質問】

インターネットの掲示板に、私がある犯罪の犯人だという書き込みがされていました。誰が書いているのかわかりませんが、事実無根です。書き込んだ人物が分かれば訴えたいのですが、どうすればよいですか。

【回答】

投稿者（以下「X」）を訴えるのであれば、まずXの氏名住所を特定しなければなりません。

Xの氏名等については、Xがインターネットに接続するために契約している通信事業者が保有しています。そして、掲示板に投稿する際に使用したスマホ等の端末には通信事業者からIPアドレス（インターネットに接続する端末に付与される住所のようなもの）が付与されており、掲示板のサーバーにも記録されていることとなります。

そこで、Xを特定するためには①投稿された掲示板のサーバー管理者に対し、記録されているIPアドレスの開示を請求し、②そのIPアドレスをXに付与した通信事業者に対し、Xの氏名等の開示を請求する必要があります。

サーバー管理者および通信事業者に対し、裁判外でそれぞれ開示を請求することもできますが、応じてもらえることは少ないです。したがって、裁判所を通じて①と②の請求を行うこととなります。

従来であれば、①と②の裁判手続は別々の手続であり、多くの時間を要しましたが、法改正により①と②を一括して行うことができる新たな裁判手続が創設され、スピーディーに開示請求をすることができるようになりました。

なお、IPアドレスは一定期間を経過すると消えてしまい、投稿者を特定することができなくなるので注意してください。

発信者情報が開示され、Xを特定できれば、Xに対し民事上の損害賠償を求めていくこととなります。また、場合によっては刑事告訴を検討することもあります。

（弁護士 阪本倅多）